

# はまつ 農業委員会だより

第24号

2023 令和5年12月8日 発行



## 特集

### 農業委員・農地利用最適化 推進委員を公募します!

1・2

- 農地を相続するときの手続きについて ..... 3
- 農地取得時における「下限面積要件」の廃止について ..... 4
- 農業者年金に加入しましょう! ..... 4
- 農薬散布するときは、飛散にご注意ください! ..... 4
- 農業振興情報 ..... 5
- 各種お知らせ ..... 6・7

表紙写真:水窪町のアワ

天竜区水窪町では、昔からアワなどの雑穀栽培が行われてきました。現在では伝統食のほか、お菓子やパンの材料として活用されており、栽培が続けられています。

撮影:浜松山里いきいき応援隊 水窪地域担当 山崎 洋一  
協力:NPO法人こいねみさくぼ

# 特集 農業委員・農地利用最適化推進委員を公募します!



浜松市では、令和6年7月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選を実施します。農業に関する知識と農地等の利用の最適化の推進に熱意を持ち、農業委員会の職務を適切に行うことのできる方を公募します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
	農業委員会の総会(毎月中旬開催)における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定	担当地区における次の業務 ・貸出農地の配分会議への出席 ・荒廃農地の現地調査(農地利用状況調査)
主な業務	(共通) ・地区の農業調査会(毎月上旬開催)における農地法申請案件等の協議及び農地の貸借・売買に関するあっせん活動並びにこれらに関連する現地調査 ・農地利用最適化推進施策の改善についての意見の提出 ・農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、遊休農地の発生防止・解消)に関する業務 ・農業者からの相談対応及び農業者への助言・指導	
人 数	<b>24人</b> ※利害関係を有しない委員を1人以上含みます。	<b>37人</b> ※募集区域と人数を設定しています。 詳しくは推薦・募集要項をご覧ください。
任 期	令和6年7月1日から令和9年6月30日まで(3年間)	
選任方法	委員候補者を評価委員会で選考し、市議会の同意を得たうえで市長が任命します。	推進委員候補者を評価委員会で選考し、農業委員会が委嘱します。
受付期間	令和6年1月12日(金)から2月13日(火)まで【必着】	

## 推薦・応募の方法

推薦書・申込書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、浜松市農業委員会事務局(農地利用課)まで提出してください。

推薦・募集要項並びに推薦書・申込書は、浜松市公式ホームページからダウンロードできるほか、農業委員会事務局(農地利用課)にも備え付けています。

●浜松市ホームページ「農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦・応募を受け付けます」  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nogyoi/nougyouin.html>



お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2481

# 農業委員・農地利用最適化推進委員の主な業務について、現在活動しているお二人にお話を伺いました。

## 農業委員の業務 農業調査会における 協議について

### ●農業調査会とは

毎月上旬に、市内21地区において開催しています。農地法等の申請案件についての協議や、農地利用の最適化の推進に係る情報収集などを行います。



地区調査会では、これから農地を取得し、農業を始めようとしている方に出席していただき、お話を伺う機会があります。農業はやりがいがあります。自然や生き物が相手なので常に変化があり、飽きることがありません。新規就農には資金をはじめとする様々な課題がありますが、やる気のある若い方にはぜひ頑張っていただきたいです。

農業委員の主な業務は農地に関する申請の協議や許認可ですが、農業者を増やすことや、耕作放棄地の解消に向けた取り組みも大切です。委員自身が楽しく活動することで、農業に興味を持つ人が増えたらいいなと思います。



## 農地利用最適化推進委員の業務 農地の利用状況調査について

### ●農地の利用状況調査とは

農地の利用状況を把握する目的で、年に1回現地調査を実施しています。主に、作付けされないまま数年経過している農地や、荒廃農地を調査します。



利用状況調査は農地利用最適化推進委員の主な業務の一つですが、調査範囲が広く、知らない場所に行くこともあります。同じ調査会の仲間や地元の方の協力を得て調査を進めています。

農地が荒れてしまうのは、耕作者の高齢化や後継者がいないことが大きな原因です。農地を探している人や就農の意欲のある人がいないか、日頃から情報収集をしています。

農業は自分のやりかたでできる魅力のある仕事です。農業に興味を持つ人が増え、就農に結び付ければ、荒廃農地も減るはずです。



# 農地を相続するときの手続きについて ～相続登記の義務化、相続の届出のご案内～

## 相続登記の申請が義務化されます！

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。相続（遺言も含みます）によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。また、令和6年4月1日以前の相続でも、不動産の相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。

正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがありますので、速やかに相続登記の申請をお願いします。

- 詳しくは、「法務省 所有者不明」で検索してください。  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00343.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)



お問い合わせは 静岡地方法務局浜松支局 TEL. 454-1396

## 相続土地国庫帰属制度が始まりました！

相続等により取得した土地について、所有者からの申請により所有権を国に移転することができる制度です。ただし、帰属させることができる土地については、法令で定める要件を満たす必要があります、また、負担金の納付などの一定の費用負担が必要となります。

国庫帰属の承認申請やご相談については、土地の所在地を管轄する法務局・地方法務局（本局）までお問い合わせください。

- 詳しくは、「法務省 国庫帰属」で検索してください。  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00454.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html)



お問い合わせは 静岡地方法務局 TEL. 054-254-3555

## 農地を相続したときは、農業委員会への届出が必要です

相続等で農地法の許可を要さずに農地の権利を取得した方は、農業委員会への届出が必要です。窓口での届出のほか、郵送でも受け付けています。様式や記入例は、浜松市ホームページからダウンロードしていただけます。

- 浜松市ホームページ「農地の相続等の届出について」  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nogyo/shinko/agri/farmland/sozoku.html>



お問い合わせ・届出書の提出は 農業委員会事務局 TEL. 457-2481

〒430-8652 中区元城町103番地の2 浜松市役所本館6階（令和6年1月1日以降、中区は中央区になります）

# 農地取得時における「下限面積要件」の廃止について

農地法の改正により、令和5年4月1日から耕作目的での農地取得時の下限面積要件が廃止され、小規模な農地のみの取得が可能になりました。狭小地の有効活用や耕作放棄地の発生防止・解消につながることが期待されます。

耕作目的での農地の取得に関する手続き（農地法第3条許可申請）は、農業委員会事務局へご相談ください。

お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2485

## 老後に備えて、農業者年金に加入しましょう！

### 加入資格

- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上60歳未満  
(60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できます)

### 6つの特長

- ① 農業者なら広く加入できます。
- ② 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です。
- ③ 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます。
- ④ 終身年金です。80歳前に亡くなられても死亡一時金があります。
- ⑤ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になります。
- ⑥ 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。



お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2481

## 農薬散布するときは、飛散にご注意ください！

使おうとする農薬が、まわりで栽培されている他の食用作物への登録（適用）がない場合は、注意が必要です。

### 散布時に注意すること

- ① 適切な使用量を心がけ、散布量が多くなりすぎないように気を付けましょう。
- ② 風の弱い時に風向きに気を付けて散布しましょう。
- ③ 敷布の方向や位置に気をつけて散布しましょう。
- ④ 細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、散布圧力を上げすぎないようにしましょう。
- ⑤ タンクやホースは洗いもれがないようきれいに洗っておきましょう。

飛散ができるだけ減らすよう工夫して散布しましょう。

また、農薬を散布したら使用日時・場所、作物名（品種）、農薬名及び有効成分等を必ず記帳するようにしましょう。

お問い合わせは 農業振興課 生産環境グループ TEL. 457-2332

# 農業振興情報

あなたも認定農業者になりませんか？

## (1) 認定農業者とは？

「農業経営改善計画」を市に提出し、市から認定を受けた農業者をいい、令和5年3月末現在、約1,063名（農林水産大臣認定、静岡県知事認定を含む）の皆さんが認定を受けています。

## (2) 認定農業者になるメリットは？

以下の支援事業（一例）において、認定農業者になり、人・農地プランに位置付けられることが条件になっています。

- ① 農業制度資金の活用及び金利負担軽減措置
- ② 国・県・市などの補助事業の活用
- ③ 経営所得安定対策
- ④ 農業者年金保険料の国庫補助など

## (3) 認定農業者になるための経営目標

**所得目標** 年間農業所得750万円程度（従事者が1人の場合は400万円）

※中山間地域は年間農業所得600万円程度（従事者が1人の場合は300万円）

**労働時間** 年間総労働時間…1,800～2,000時間

申請に必要な書類や、認定までの流れについては、浜松市のホームページをご覧ください。



お問い合わせは 農業振興課 担い手支援グループ TEL. 457-2331

## 令和5年度 浜松市動物被害対策補助金のお知らせ

浜松市では、イノシシ・シカ等の野生動物による農作物の被害を防止するために、電気柵・防護施設等の購入・設置費用に対して補助を行っています。

※ただし、予算が限られているため、申込み多数の場合、補助が受けられないことがあります。

購入・設置費用が補助対象になるもの	鳥獣被害対策 基本講座の受講	補 助 率	補助金上限額
電気柵・忌避効果資材・追払い資材・捕獲わな	受講していない方	経費（税抜き）の10分の2以内	20,000円
	受講した方	経費（税抜き）の10分の5以内	50,000円
防護施設（防護ネット、ワイヤーメッシュ柵、フェンス等）	受講していない方	経費（税抜き）の10分の2以内	80,000円
	受講した方	経費（税抜き）の10分の5以内	200,000円
複合柵（電気柵と防護施設を一体で整備）	受講していない方	経費（税抜き）の10分の2以内	100,000円
	受講した方	経費（税抜き）の10分の5以内	250,000円

申請前に「鳥獣被害対策基本講座」を受講すると、補助率が「経費（消費税を除く）の10分の5以内（上限額あり）」に優遇されます。

**鳥獣被害対策基本講座開催日 要電話予約** 主催：浜松地域鳥獣被害対策協議会 予約締切：令和6年1月25日（木）

開 催 日	開 催 場 所	開 催 時 間	予 約 先 電 話 番 号
令和6年2月1日（木）	天竜区役所 21・22会議室	9:45～11:45	922-0030

### ●補助金申請条件

- ・市税を完納している者であること。（申請時に納付・納入確認同意書へ記入していただきます）
- ・浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。（申請時に誓約書を記入していただきます）

詳しい申請手続き・お問い合わせは 農業振興課 生産環境グループ TEL. 457-2332 ・北部農業グループ TEL. 523-1113  
・浜北農業グループ TEL. 585-1117 ・天竜農業グループ TEL. 922-0030  
必ず、電気柵・防護施設等を購入・設置する前にご相談ください。  
(三ヶ日・引佐・水窪・佐久間・春野・龍山協働センターでも受付します)

# 各種お知らせ

## 農地の草刈りのお願い

あなたの管理する農地に雑草が生い茂っていませんか?

雑草が伸びている農地は草刈りなどを行い、周りに迷惑をかけないようにしましょう。



### 農地が荒廃すると、周辺環境の悪化につながります

- 雜草が道路に越境し、通行に支障が出ます。
- 害虫の発生や花粉の飛散により、周辺の農地や住宅に被害が出ます。
- 不法投棄や火災につながる恐れがあります。

刈り取った草は放置せず、堆肥化するなどして適切に処理しましょう。

自動刈払機を使うときは、小石や欠けた刃の飛散から目を守るため、ゴーグルの着用を忘れずに!

お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2481

## 農地を借りてくれる人をお探しの方へ(浜松市農地銀行)

農業委員会では、農地所有者から申し込みのあった「貸したい」「売りたい」農地の情報をホームページ等で公開し、農地を「借りたい」「買いたい」農業者との橋渡しをする農地銀行事業を行っています。

農地を借りてくれる人をお探しの方は、農業委員会までお申し込みください。

農地を相続したけど  
農業をやる  
予定はないし、  
どうしよう…

※申込用紙は農地台帳補完調査(12月中旬頃、各世帯へ郵送)に同封してあります。

別途申込用紙が必要な方は、農業委員会事務局までご連絡ください。

今回の申込情報は、令和7年3月末まで登録されます。  
継続して登録を希望する場合には毎年お申し込みが必要です。



農地銀行に登録されている農地情報は

パソコンやスマートフォンで見ることができます

<https://www.hamanougin.jp>または「浜松市農地銀行」で検索



お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2836

## 農作業で堆肥を使用される方へ

市民の方から畑におかれた堆肥について、多数の相談が市役所へ寄せられています。畑で堆肥を使用する際は、以下の方に配慮してください。

- ① 畑に堆肥を降ろすときは、できるだけ民家から離れた場所にする。
- ② 畑に堆肥を降ろしたら、できるだけ早く鋤きこむ。
- ③ 風雨等天候に注意し、おおいの発生や堆肥の流出による近隣の方への影響を極力減らす。

### お問い合わせは

環境保全課 大気・騒音対策グループ **TEL. 453-6170**  
農業振興課 生産環境グループ **TEL. 457-2332**

## 野焼きは原則禁止です

『野焼き』は、屋外で行う焼却行為のことと指し、法律では原則禁止の行為です。

※農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為は、禁止行為から除外されていますが、近隣から苦情があった場合は、やめていただくことがあります。

### お問い合わせは

環境保全課 大気・騒音対策グループ **TEL. 453-6170**

## 300m以上の農地等から生産緑地地区の指定ができるようになりました

これまで生産緑地地区<sup>(※1)</sup>の指定には、一団の農地等<sup>(※2)</sup>で500m<sup>2</sup>以上の面積が必要でしたが、関係法令の改正等<sup>(※3)</sup>により、浜松市では300m<sup>2</sup>以上から指定ができるようになりました。

なお、本要件以外の以下の2つの要件については従来どおりです。

- ① 市街化区域内の一団の農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- ② 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能であること。

※1 市街化区域内の良好な都市環境の形成に資する農地等のうち、要件を満たす土地を浜松市の指定指針に基づき審査し、都市計画の手続きを経て指定するものです。  
指定されると、固定資産税及び都市計画税等の優遇を受けられますが、農地等の管理義務や建築等の行為制限がかかります。

※2 農業の用に供されている農地、採草放牧地、林業の用に供されている森林、漁業の用に供されている池沼。

※3 「生産緑地法」の改正、「浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」の制定。令和2年より適用。

### お問い合わせは 緑政課 緑政・保全グループ **TEL.457-2565**

## 浜松市役所 農業 担当窓口

【業務時間／平日 8:30～17:15】

担当窓口	お問い合わせの内容		
農業水産課 <b>TEL457-2333</b>	6次産業化・ブランド戦略	海外販路開拓	企業の農業参入
	農業経営塾	食農教育、地産地消	ユニバーサル農業
	農泊・食文化発信	スマート農業	
農業振興課 <b>TEL457-2331</b>	認定農業者関連事業	認定新規就農業者関連事業	家族経営協定
北部農業グループ <b>TEL523-1113</b>	被災証明	経営所得安定対策	農業制度資金・利子助成
浜北農業グループ <b>TEL585-1117</b>	鳥獣被害対策	農産物の生産振興	中山間地域交付金
天竜農業グループ <b>TEL922-0030</b>	畜産振興	市民農園	環境にやさしい農業
農地利用課・農業委員会事務局  <b>TEL457-2481</b> 北部農地利用グループ <b>TEL523-3106</b> 浜北農地利用グループ <b>TEL585-1118</b>	農地の売買・貸借	農地の利用権設定	農地中間管理事業
	遊休農地対策	耕作放棄地再生	人・農地プラン(地域計画)
	農地銀行	農地台帳の登録・変更	農地の相続届出
	農業者年金	農地の草刈要請	農地の転用
	農地所有適格法人	納稅猶予	農地法許可証明
	農用地区域除外・編入	青地・白地の確認	
農地整備課 <b>TEL457-2311</b>	農業用水路	農道	土地改良区
	農業用排水機場	多面的機能支払交付金	三方原用水二期事業
	水路の草刈り、泥上げ	農地の基盤整備	

農業委員会と農業委員会だよりに関するお問い合わせ・ご意見は、農業委員会事務局までお願いします。

令和5年12月8日発行

発行者：浜松市農業委員会 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館6階

TEL.053-457-2481 FAX.050-3730-5387 E-mail:nouryou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

